

令和7年度入園申込みについて

令和7年度の幼稚園・認定こども園の入園児を募集しますので、入園を希望される方は、次により申込みをしてください。

☆ 支給認定について

幼稚園・認定こども園の利用を希望する保護者の方に、利用のための支給認定を受けていただきます。なお、継続入園の場合も引き続き教育・保育認定に該当しているか確認し、継続入所を決定します。

〈支給認定区分とは〉

支給認定区分		年齢	保育	利用施設
1号認定	教育認定	3歳～5歳	保育の必要なし (教育を希望)	幼稚園または認定こども園
2号認定	保育認定		0歳～2歳	保育の必要あり 「入所要件(※注1) を満たす場合」
3号認定		認定こども園		

※注1 入所要件とは保護者の就労又は疾病その他の理由により、家庭において必要な保育を受けることが困難である場合をいいます。

☆ 町内施設

施設名	所在地	保育時間(預かり保育)	備考
町立大崎上島幼稚園	沖浦 125	8:30～14:00 (14:00～18:00)	スクールバス有
認定こども園ひかりえん	中野 3838	1号 8:30～14:00 (14:00～18:00) 2・3号 7:00～18:00	

☆ 申込手続きについて

※ 受付期間 令和7年1月14日(火)～1月24日(金) ※土・日を除く。

8時30分～16時30分

受付期間後においても定員内であれば、随時受付します。

※ 入園対象 町立大崎上島幼稚園 平成31年4月2日～令和4年4月1日生まれ
認定こども園ひかりえん 平成31年4月2日～令和7年4月1日生まれ

※ 提出先 必要書類を希望される園に提出してください。(書類は各園にあります。)

☆ 入園決定までの流れ

- 1 利用のための申請を行います。
- 2 町から認定証が交付されます。(新規又は変更の場合)
- 3 申請者の希望、利用施設の状況などにより、町が利用調整をします。
- 4 利用施設を通じて町から入園承諾通知書が交付されます。(利用契約の締結)

☆ 契約先及び利用者負担額について

利用施設と直接契約をします。

令和元年 10 月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。無償化の対象となっていない児童の保育料は、これまでどおり保護者の世帯所得に応じた負担額を決定します。保育料は利用施設へ支払います。

※ 無償化の対象

- ・ 3～5 歳児（1 号認定及び 2 号認定）の保育料
- ・ 0～2 歳児（3 号認定）で市町村民税非課税世帯の保育料

※ 保育料について

- ・ 保育料は、市町村民税所得割額をもとに決定します。
- ・ 9 月が保育料の改定時期となります。
4 月～8 月 前年度の住民税（所得割）等で算出します。
9 月～3 月 当年度の住民税（所得割）等で算出します。
- ・ 未就学児から第 2 子は半額、第 3 子以降は無料です。

※ 利用者負担額以外の経費について

バス利用料・用品代等の経費が利用に応じて別途必要となる場合があります。

保育料（3 号認定）0 歳～2 歳児

入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額（月額：円）	
階層区分	定義	標準時間	短時間
第 1	生活保護世帯	0	0
第 2	市町村民税非課税世帯	0	0
第 3	48,600 円未満（所得割課税額）	11,700	11,500
第 4	97,000 円未満（所得割課税額）	24,300	23,800
第 5	169,000 円未満（所得割課税額）	36,000	35,300
第 6	301,000 円未満（所得割課税額）	49,400	48,500
第 7	397,000 円未満（所得割課税額）	54,400	53,400
第 8	397,000 円以上（所得割課税額）	64,900	63,700

✿ 問合せ先 ✿

町立大崎上島幼稚園 TEL63-0304
認定こども園ひかりえん TEL64-2598
大崎上島町役場 教育課 TEL64-2074